

現場代理人と主任技術者との兼務の取扱いについて

(令和5年1月1日)

現場代理人については、工事請負契約約款の規定により、受注者の代理人として工事現場の取締りを行い、請負契約の的確な履行を確保するため、契約工事期間中において工事現場への「常駐」が義務づけられているが、現場代理人の常駐義務緩和措置が認められる場合においては、現場代理人が要件を満たす別工事の主任技術者を兼務できることとしている。

なお、兼務に当たっては、兼務を予定する全ての工事の発注者から承認を得る必要があるので、ご注意ください。

1 主任技術者の専任での配置を要しない工事

兼務しようとするすべての工事が主任技術者の専任での配置を要しない工事であって、次の現場代理人の常駐義務緩和措置の要件(1)を満たす場合においては、現場代理人と主任技術者を兼ねることができる。

なお、主任技術者の専任での配置を要しない工事間に限り、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者を兼務することも認められる。

<現場代理人の常駐義務緩和措置 要件(1)>

- ア 国、愛媛県、西条市が発注する工事であること。
- イ 請負金額が、4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満であること。
- ウ 兼務する工事件数が、現場代理人1人に対して3件以内であること。ただし、西条市以外の工事と兼務する場合は2件までとする。
- エ 兼務しようとする工事の全ての現場が、西条市内であること。
- オ 特記仕様書等に現場代理人の兼務を認めない旨の表記がないこと。

兼務が認められる組み合わせ（例）

(1) 2件の工事の現場代理人と、うち1件の工事の主任技術者を兼務

	請負金額 3,000 万円の 工事（X）（以下、同じ。）	請負金額 2,000 万円の 工事（Y）（以下、同じ。）
現場代理人	A	
主任技術者	B	

(2) 2 件の工事の現場代理人と主任技術者を兼務

	工事 (X)	工事 (Y)
現場代理人	A	
主任技術者		

(3) 2 件の工事の主任技術者と、うち 1 件の工事の現場代理人を兼務

	工事 (X)	工事 (Y)
現場代理人	A	B
主任技術者		

(4) 1 件の工事の主任技術者と、別の 1 件の工事の現場代理人を兼務

	工事 (X)	工事 (Y)
現場代理人	B	A
主任技術者	A	C

(5) 2 件の工事の主任技術者と、別の 2 件の工事の現場代理人を兼務

	工事 (X)	工事 (Y)	請負金額 1,500 万円 の工事	請負金額 2,500 万円 の工事
現場代理人	B		A	
主任技術者	A		C	

※いずれも請負金額以外の要件を満たす工事とする。

※2 件を超える工事を兼務する場合の考え方も同様。

2 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼務が認められる工事

兼務しようとする 1 つ以上の工事が主任技術者の専任での配置を要する工事である場合は、次の現場代理人の常駐義務緩和措置の要件(2)を満たす工事間に限り、現場代理人と主任技術者を兼ねることができます。

ただし、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者を兼務することはできません。

<現場代理人の常駐義務緩和措置 要件(2)>

ア 1つ以上の工事の当初又は変更後の請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上であること。

イ 兼務する工事件数が、現場代理人 1 人に対して 2 件までであること。

ウ 兼務する工事の全ての現場が西条市内であること。

兼務が認められる組合せ（例）

(1) 2 件の工事の現場代理人と、うち 1 件の工事の主任技術者を兼務

	請負金額 3,000 万円の 工事（X´）（以下、同じ。）	請負金額 4,500 万円の 工事（Y´）（以下、同じ。）
現場代理人	A	
主任技術者	B	

(2) 2 件の工事の現場代理人と主任技術者を兼務

	工事（X´）	工事（Y´）
現場代理人	A	
主任技術者	A	

※いずれも請負金額以外の要件を満たす工事とする。

兼務が認められない組合せ（例）

(1) 2 件の工事の主任技術者と、うち 1 件の工事の現場代理人を兼務

	工事（X´）	工事（Y´）
現場代理人		B
主任技術者	A	

(2) 1 件の工事の主任技術者と、別の 1 件の工事の現場代理人を兼務

	工事（X）	工事（Y）
現場代理人	B	A
主任技術者	A	C